四　土地区画整理事業の名称　流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　千葉県流山市駒木百七十六番地
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十二年三月十三日
七　施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十二年一月二十九日

○国土交通省告示第四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の二第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の認可をしたので、第七十一条の三第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成二十二年一月二十九日から平成二十五年九月三十日まで
三　施行地区　新潟県柏崎市駅前一丁目字塩込、字仲才身、鏡町字寺田、字小畔、錦町字小畔、字石ノ町、日石町字塩込、字小二百刈、字粟餅、字仲才身の各一部
四　土地区画整理事業の名称　柏崎都市計画事業柏崎駅前土地区画整理事業
五　事務所の所在地　新潟県柏崎市駅前二丁目二番四十一号　独立行政法人都市再生機構東日本支社柏崎都市再生事務所
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十二年一月二十九日

○国土交通省告示第四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
穴山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県上伊那郡辰野町大字澤底字穴山
一三六一番一　八号から十二号まで
一三六一番一八　九号から十三号まで
一三六一番一　十三号から十五号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の穴山川の中心線から左右各岸五十メートルまでの土地の区域
長野県上伊那郡辰野町大字澤底字穴山
一三六一番一九　一号
一三六一番一　二号及び四号
一三六一番二一　三号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
蛯洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和三十七年建設省告示第二千六百五十四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県下伊那郡阿智村駒
二三五二番五八　一号
二三五二番一　二号から九号まで
二二五〇番一　十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
唐沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地（昭和三十年建設省告示第二百九十二号で指定した土地の区域を除く。）
長野県諏訪市大字湖南
字新城　一九六三番一及び一九六三番二
一九六七番一及び一九六七番二
一九六八番及び一九六九番
字小澤　一九九〇番
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
権現沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷（昭和三十年建設省告示第二百九十二号で指定した土地の区域を除く。）
長野県諏訪市大字湖南
字片山　一七七四番一
一七七五番及び一七七六番
字沢山日向　一八四九番四及び一八四九番五
一八五〇番一
一三六一番二　八号
一三六一番一八　九号から十二号まで
一三六一番一　十三号から十五号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の穴山川の中心線から左右各岸五十メートルまでの土地の区域
長野県上伊那郡辰野町大字澤底字穴山
一三六一番一九　一号
一三六一番一　二号及び四号
一三六一番二一　三号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
蛯洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和三十七年建設省告示第二千六百五十四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県下伊那郡阿智村駒
二三五二番五八　一号
二三五二番一　二号から九号まで
二二五〇番一　十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
唐沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地（昭和三十年建設省告示第二百九十二号で指定した土地の区域を除く。）
長野県諏訪市大字湖南
字新城　一九六三番一及び一九六三番二
一九六七番一及び一九六七番二
一九六八番及び一九六九番
字小澤　一九九〇番
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
権現沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷（昭和三十年建設省告示第二百九十二号で指定した土地の区域を除く。）
長野県諏訪市大字湖南
字片山　一七七四番一
一七七五番及び一七七六番
字沢山日向　一八四九番四及び一八四九番五
一八五〇番一

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
細沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
長野県諏訪市大字湖南
字細沢　九一三五番二
九一三六番イから九一三六番ハまで
九一三六番二
九一三八番一及び九一三八番二
九一三九番ロ
九一三九番一
字大久保　九一四一番ロ
九一四一番四
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県諏訪市大字湖南
字倉間畑　九一三一番イ　一号
字細沢　九一三六番イ　二号
九一三九番一　三号
字中之平　九一六一番ロ　四号

○国土交通省告示第四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南山田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県玖珠郡九重町大字町田
字法正　三九五番二　一号及び二号
三九三番　三号から五号まで
字道平　四九七番　六号及び七号
四九四番　八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中岐部川
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
細沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
長野県諏訪市大字湖南
字細沢　九一三五番二
九一三六番イから九一三六番ハまで
九一三六番二
九一三八番一及び九一三八番二
九一三九番ロ
九一三九番一
字大久保　九一四一番ロ
九一四一番四
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県諏訪市大字湖南
字倉間畑　九一三一番イ　一号
字細沢　九一三六番イ　二号
九一三九番一　三号
字中之平　九一六一番ロ　四号

○国土交通省告示第四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南山田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県玖珠郡九重町大字町田
字法正　三九五番二　一号及び二号
三九三番　三号から五号まで
字道平　四九七番　六号及び七号
四九四番　八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中岐部川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
大分県国東市国見町岐部字鍛ケ迫
三八一一番
三八一三番及び三八一四番
三八一八番
三八二〇番及び三八二一番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県国東市国見町岐部字鍛ケ迫
三八一九番一　一号
三八二四番　二号及び三号
三八二〇番　四号
三八二三番　五号
三八二九番　六号
三八二七番一　七号、八号及び十号
三八二七番二　九号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
諸田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
大分県国東市安岐町明治字尾園
五九五番二　一号及び二号
五九五番　三号
五九七番　四号
五九七番一　五号
五九七番二　六〇一番及び六〇二番
六〇三番及び六三三番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
大分県国東市安岐町明治字尾園
五九九番四　一号
五九二番　二号
五九五番　三号
五八五番地先道路敷　四号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山蔵川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷
大分県宇佐市安心院町山蔵字平ケ谷
六一五番から六二一番まで